

平成 20 年 2 月 14 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 3 号
東京ビルディング 20 階

産業ファンド投資法人

代表者名 執行役員 倉 都 康 行

(コード番号 3249)

<http://www.iif-reit.com/>

資産運用会社名

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社

代表者名 代表取締役社長 廣 本 裕 一

問合せ先 常務執行役員 南 俊 一

TEL. 03-5293-7091

平成 20 年 6 月期（第 2 期）の運用状況の予想の修正に関するお知らせ

本投資法人は、平成 19 年 12 月 21 日に公表しました平成 20 年 6 月期（平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 6 月 30 日）における運用状況の予想を、下記の通り修正いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 平成 20 年 6 月期の運用状況の予想の修正（平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 6 月 30 日）

	営業収益	当期純利益	1 口当たり分配金	1 口当たり利益超過分配金
前回発表予想 (A)	2,015 百万円	771 百万円	9,755 円	—
今回修正予想 (B)	2,669 百万円	953 百万円	12,063 円	—
増減額 (B-A)	654 百万円	182 百万円	2,308 円	—
増減率	32.5%	23.6%	23.7%	—

(ご参考)

A：発行済投資口数 79,035 口、1 口当たり予想当期純利益 9,755 円

B：発行済投資口数 79,035 口、1 口当たり予想当期純利益 12,063 円

(注 1) 上記は、別紙の「第 2 期（平成 20 年 6 月 30 日）運用状況の予想の前提条件」に記載した前提条件に基づき算出しております。したがって、今後の不動産等の追加取得若しくは売却、賃借人の異動等に伴う賃料収入の変動、予期せぬ修繕の発生等運用環境の変化、金利の変動、実際に決定される新投資口の発行数・発行価格、又は今後の更なる新投資口の発行等により、前提条件との間に差異が生じ、その結果、実際の営業収益、当期純利益、1 口当たり分配金は大きく変動する可能性があります。そのため、本予想はこれらを保証するものではありません。

(注 2) 単位未満の数値は切り捨てて表示しております。

2. 修正の理由

本日別途公表しております「資産の取得に関するお知らせ」に記載の通り、今般「IIF 羽田空港メンテナンスセンター」の取得を決定したことにより、平成 20 年 6 月期の 1 口当たり分配金予想に 5%以上の差異が生じる見込みとなったことから、修正を行うものです。

なお、本件の詳細については、本日開示予定の平成 19 年 12 月期（平成 19 年 3 月 26 日～平成 19 年 12 月 31 日）決算短信も併せてご参照下さい。

以 上

*本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

*本投資法人のホームページ：<http://www.iif-reit.com/>

第2期運用状況の予想の修正にあたっての前提条件

項目	前提条件
計算期間	第2期（平成20年1月1日～平成20年6月30日）（182日）
運用資産	平成20年2月14日現在保有している9物件（以下、「既存保有物件」といいます。）に平成20年2月14日開催の投資検討委員会で承認された IIF 羽田空港メンテナンスセンターの新規取得を平成20年2月29日に完了することを前提としております。なお、新規物件の追加取得、又は既存保有物件の処分等による異動の可能性があります。ただし、実際には新規物件の追加取得、又は既存保有物件の処分等により変動が生じる可能性があります。
営業収益	既存保有物件及び取得予定の IIF 羽田空港メンテナンスセンターの営業収益を前提としております。また、賃借人による賃料の滞納又は不払いがないことを前提としております。
営業費用	固定資産税、都市計画税及び償却資産税につきましては、約79百万円の費用計上を見込んでおります。減価償却費については、付随費用等を含めて定額法により算出しており、約694百万円を想定しております。
営業外費用	一時的な費用として、平成19年9月13日開催の役員会で決定した新投資口の発行及び本投資証券の上場・公募に係る費用及び創業費見込額として、平成20年6月期に39百万円を見込んでおります（うち、本投資口の発行及び本投資証券の上場・公募に係る費用については、36ヶ月間で定額法により償却する予定であります）。支払利息その他借入関連費用として、平成20年6月期に383百万円を見込んでおります。
投資口	本日現在の発行済投資口数79,035口は、平成20年6月期末まで新投資口の発行がなく、変更ないことを前提としております。
1口当たり分配金	1口当たり分配金は、本投資法人の規約に定める金銭の分配の方針に従い利益の全額を分配することを前提として算出しております。投資口1口当たりの分配金が1円未満となる端数部分を除く当期未処分利益の全額を分配することを前提としております。1口当たり分配金は、物件の異動、賃借人の異動等に伴う賃料収入の変動、予期せぬ修繕の発生、運用環境の変化、金利の変動、実際に決定される新投資口の発行数、発行価格、又は今後の更なる新投資口の発行等を含む種々の要因により大きく変動する可能性があります。
1口当たり利益超過分配金	利益を超える金銭の分配に関して、個人投資主が利益を超える分配額に対して譲渡損益の算定を行うことが必要である税務の取扱いを踏まえ、現時点では、投資主に対して利益を超える金銭の分配は行わない予定です。
その他	法令、税制、会計基準、上場規則、投信協会規則等において、上記の予想数値に影響を与える改正が行われないことを前提としております。一般的な経済動向及び不動産市況等に不測の重大な変化が生じないことを前提としております。